

中部運輸局自動車交通部

令和4年6月9日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

藪田、細川、安田 TEL 052-952-8038

愛知運輸支局 輸送・監査担当

神戸、吉川 TEL 052-351-5313

乗合バス事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 対象事業者及び営業所

事業者名：名鉄東部交通 株式会社

住所：愛知県豊田市広久手町二丁目28番地の1

営業所：西尾営業所（愛知県西尾市鶴ヶ池町柳田114番地）

2. 監査端緒

当該事業者から、令和3年12月17日に旅客が待機していたバス停を誤って通過したもののほか2件の早発の報告を受け、同社の西尾営業所に対し監査を実施したものの。

3. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認した。

事業計画及び運行計画に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。

（道路運送法第16条第1項）

4. 行政処分等の内容

処分日：令和4年6月9日

処分内容：事業用自動車の車両使用停止 10日車（1両×10日間）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 1点

当該事業者の累積違反点数 1点